

第1回「暴力の根絶」プロジェクト会議 議事録

日 時： 平成 25 年 4 月 15 日（月） 19：30～22：20

場 所： 講道館新館 2 階「教室」

出席者： 【リーダー】山下 泰裕

【サブリーダー】宇野 博昌

【有識者】友添 秀則 菊 幸一 宮嶋 泰子 寒川 恒夫

【メンバー】大作 晃弘 北田 典子 小志田憲一 落合 俊保

保坂 慶蔵 吉見 浩二 栗原 孝至 松井 勲

遠藤 義安

【事務局】竹村 誠司 菅原 桃子（議事録担当）

欠席者： 本橋 順二

山下リーダーより以下の挨拶があった。

まずは、本プロジェクトにご参集、ご協力いただき、皆さんに感謝申し上げたい。全柔連女子ナショナルチームの指導において、暴力を被ったと 15 名の選手から告発があった。現在、日本柔道界は世間から非常に厳しい目で見られている。選手の告発に関して、笠間委員長をはじめとする 5 名の第三者委員会による聞き取り調査の後、全柔連会長に対する報告があり、その中に「暴力の根絶に関する規程を作るべき」との答申があった。「暴力の根絶」宣言については、3 月 18 日の理事会でも議論、承認され、今回各方面の代表者である委員の皆さんに集まってもらった。宣言のみを行っただけであり、具体的な内容はここにお集まりいただいた皆さんと検討していきたい。

今後の予定については、本プロジェクトはスピードが求められているため、週 1 回のペースで会議を行いたいと思う。4 月 27 日の臨時理事会では、途中経過を報告する予定である。6 月の理事会において、「暴力の根絶」に関する主な内容を答申したいと思っている。

本件に関するマスコミ対応については、会議終了後、私が毎回取材を受けるつもりである。委員の皆さんにも、ご了解頂ければ会議後の取材に応じていただきたいと思います。

続いて、メンバーによる自己紹介が行われた。

山下リーダーより、今後、具体的に以下の事項を審議していきたいとの説明がなされた。

1. 暴力の定義＜ガイドラインの作成＞

試合場における暴力を中心に検討したい。保坂委員より、3 月 26 日の理事会で、暴力だけではなく、体罰についても考えて欲しいとの意見があったが、6 月の理事会を目標地点とすると時間が足りないため、まずは“暴力”に絞って話し合いをし

ていきたい。

2. 暴力が発生した際の対処、ペナルティー

誰が、どのような内容の暴力を行ったのか、詳しく調べる必要があり、これに対し、誰がどのようなペナルティーを与えていくかを検討したい。

3. 暴力根絶の徹底

宣言をしたが、中身が無くては意味が無い。練習、大会等で、『柔道は変わった』と思われなければ会議の意味がない。そのように思ってもらうことを最終目的とし、下記の通り取り組んでいきたい。

(1) 全理事の活用

各方面からの理事、代表者を集め、柔道界の「暴力の根絶」を徹底的に周知することを目的とする。

- ①少年・中学・高校・大学・実業団・警察・障害者の代表を通じて各団体へ
- ②各ブロックの会長を通じて都道府県へ
- ③各委員会、特別委員会の委員長を通じた委員会での活動

(2) 暴力根絶宣言文の作成<広報委員会・総務委員会>

暴力根絶宣言は既に3月の理事会後、会長により行われたが、今後、友添委員が座長を務めている日体協・JOCの暴力根絶宣言文も参考にしながら、日本柔道界を挙げ、暴力根絶の宣言文を作成したい。

(3) ポスターの作成 <広報委員会>

国内全ての道場内に「暴力根絶」啓蒙ポスターが貼れることを目標とする。

(4) シンポジウムの実施

<広報委員・総務委員・中体連・高体連・学柔連・講道館>

現在、学柔連では毎年教養講座を行っている。従来通り学柔連独自、または学柔連との全柔連の合同教養講座を行いたいと思っている。また、中体連では全中大会前日に講道館と合同で指導者講習会を行っている。講道館、中体連協力の下、シンポジウムの開催を検討したいと思う。

(5) 監督会議などでの講話

全国規模の指導者が集まる会議では、リーダー又は副リーダーが直接「暴

力の根絶」について講話をしたいと考えている。また、大会前日に行われる監督会議の際には、全柔連の会長又は副会長、強化委員長にも同席してもらい、共に講話を行いたい。直近では、5月4日17時から、全国少年柔道大会の監督会議が行われるため、ここで上村会長と共に講話を行いたいと思っている。現段階の案ではあるが、学連の大会には佐藤副会長、金鷲旗では藤田副会長にお願いしたいと思っている。

(6) 議事録の作成

本会議の内容を全柔連全理事、専門委員長に迅速に伝えることが必要だと考える。できるだけ早く議事録の作成を行い、配布したいと思っている。

今後の会議は原則として毎週月曜日の18時開始を予定している。ご多忙かと思うが、都合をつけてご出席いただきたい。また、各団体代表の方々においては、欠席される場合は必ず代理の出席者をたてていただくよう、合わせてお願いしたい。

1. 暴力の定義<ガイドラインの作成>、暴力発生時の対処、罰則について

暴力の定義および「暴力の根絶」ガイドライン作成に関して、以下の議論が交わされた。

宇野副リーダーより、全柔連倫理に関する基本方針、倫理規程、競技者規程について、それぞれの内容、関連についての説明があった。

- 既に全柔連には競技者規程による罰則があるものの、周知徹底がなされていたか疑問であり、また、様々な規程に埋没してしまっていたのではないだろうか。
- 競技者規程はどのように決議されたのか、また、暴力行為については刑法、行政、民事における処分が関わってくるはずであるが、法的に問題ないのだろうか。既存の倫理規程以外に新しく規程を定めた場合、法的に効力はあるのか。
- 規程類の決議は理事会である。
- 裁判における処分とは別に全柔連の規程に則って行う処分は有効である。
- 「暴力の根絶」ガイドライン作成にあたって、意見がまとまったところで、方向性を示し、工程表を作成するべきだと思う。基本方針や最終目標を明確にすることにより、計画的に進むことができるのではないか。

菊委員より、配布資料「柔道における体罰／暴力の根絶に向けたガイドライン作成のための前提」の説明があった。

- 柔道における暴力について今まで問題視されてこなかったのは、柔道界は閉鎖的な世界だったからである。しかし、オリンピック等で注目をされると、社会からの財産援助（助成金）を受ける等、社会的な水準で見られていくこととなる。これにより、個人の言動、行動も社会的に見られてくる。社会で周知されていく一方、柔道は勝利を追求することで内部だけの論理が成立していった。それが社会との認識がずれた原因であると考えられる。スポーツの世界では、お互いに興奮した状態でぶつかり合う事で競技が成立するが、それはお互いの信頼関係があることが前提である。例えば、ラグビーは典型的な非暴力モデルとされ試合中、監督・コーチは一切試合場に入ることができず、全ての判断を選手に委ねる体制を敷いている。柔道界にも同様の体制を取ることができるのだろうか。
- 殴る蹴る等の感情的暴力について、究極の暴力として、指導者が自分より力の弱いものを捕まえて、感情的に投げ続ける、絞め落とす等の行為をしている。その結果、ケガを負わせているケースがある。懲らしめると称して稽古をつけるという現状がある。今の柔道界はそういう指導者の考えを変えていかないといけない。先輩が後輩への暴力もあると思うが、その根源はすべて指導者が問題なのではないか。現在の指導者、今後指導者となっていく人を啓蒙していく必要があると思う。
- 試合の場での暴力根絶を考えることも大事だが、裁判の事例では、練習の場で起きる事故に関しての方が非常に多いため、練習の場も含めて考えていく必要があるのではないか。
- もちろん練習の場における暴力に関しても考える必要があるが、練習の場は第三者から見ることがなく、そこで事件が起きても、なかなか表に出てこないため、対応が難しいのではないか。
- 表に出てこないからこそ対応が必要かと思う。
- 過去の判例を見ていると、試合では抑止効果があるためか、暴力発生は少なく、練習時のものが圧倒的に多い。

- 指導者が感情的に暴力をふるうことがあるが、これは自分の力を誇示するための行為であると思う。この時、被指導者の年齢が高ければ発言、抵抗することができ、それを見て指導者が気づくこともある。しかし、年齢が低ければ低いほど異議を申し立てたり、抵抗したりする術が無い。このような抵抗することができない子供たちをどのように守っていくかが問題であり、配慮が必要である。
- 許される指導と許されない指導の違いはお互いの合意であるというインフォームドコンセントというものがあるとおり、暴力を認めない、された場合は異議を申し立てる、それについての制度を定めなければならない。どこまで踏み込んで実行するかを定めるべきである。
- 今回は限られた時間の中でどこまでできるかが鍵である。
- そのためにもロードマップを作り、射程を考える必要がある。
- 段階を踏み、どこまでで第一弾を区切るか考えていく。6月の理事会答申で終了とは思っていない。その後は月1回の会議を実施し、3～5年程度続けて討議していく必要があると思っている。もちろん工程表で示しながら。
- 第三者委員会の答申にも書かれているように、訴えを聞き入れてくれる場所を設ける必要がある。
- 国会で検討されているが、日本スポーツ振興センターの中に通報窓口を設けることが進められている。
- コンプライアンス関係の対応と近いものがあり、内部告発が鍵となり、告発した人をどう守るかが大切である。
- 第三者通報制度を無視できない。

友添委員より、資料「柔道界における暴力行為根絶のための指導ガイドライン（案）」の説明がなされた。

- 友添委員：体罰の問題については暴力行為の一部であるため、暴力行為について書けば体罰にも同様に効果がある（再度インフォームドコンセントについて

説明)。新たに規程を作成しても外部からしてみれば質素な規程でしかなく、全柔連として規程を出すのであればある程度の厚みと内容が必要である。また、ガイドラインを作る目的や意義もしっかりと表記する必要がある。また、第三者は後文を読んで納得をするものだから、後文についてもしっかりと明記をすべきである。実態把握ということで、アンケート調査を行うことも必要となるかもしれない。備忘として、山下リーダーはじめ全柔連は、ガイドラインをどのようなものにするのか（第三者が見て分かりやすいもの、文字量、意味、対象者等）、これについて検討する必要がある。ガイドラインの内容については、日体協・JOCの資料を参考に明文化していくことも方法一つである。暴行罪、傷害罪の判例なども調査しておく必要がある。

- インフォームドコンセントとあるが、柔道の場合、親も関係してくるのではないか。親の中には指導者に叩いてくれることを期待して道場に通わせている人もいる。強くしてくれれば叩いても良いと考える親もいる。柔道の場合は指導者と被指導者だけではなく、親に関しての提言も考えるべきではないか。
- 現在、アメリカなどでは“コーチングエデュケーション”が盛んに行われている。指導者に対して「暴力の根絶」に関してのガイドラインだけではなく、指導者が成すべき仕事、暴力を使わない指導も提案してあげなければならない。親の問題について意識はしていたが、今回は範囲が広がってしまうためあえて抜いてきた。ただし、コーチングエデュケーションの中では、指導内容についての同意書を親からとっておくというのがある。告訴された場合、口頭で同意を示していた親でさえ、いざ子供が怪我をすると訴えてくることもある。そうするとやはり口約束だけでは効力をなさないので、親に対して指導者の指導方法について同意書を結ばせることは大切だと思う。
- 全柔連は親の期待に対して応える必要があるのだろうか、今回の問題は指導者と選手の関係である。指導者は被指導者に対し、相手に勝つ方法を言葉で説明できるかどうか、合理的な説明であれば、言葉だけの指導でも被指導者は納得をするはずである。暴力指導者を罰することで、暴力をなくしていこうという進め方もいいが、暴力を伴う指導が不要であることを認識できる指導者の養成が不可欠であり、今回はその部分が求められているのではないだろうか。
- 他のスポーツでは指導者資格をとることは非常に難しいとされているが、柔道はそのイメージがない。また、全柔連の競技者規程を見ると競技者への処分については明記がしてあるものの、役員に対しての処分明記が非常に少ない。柔

道界は悪い事をするのは指導者ではなく競技者という前提があるのではないか、指導者と競技者は分けて考えなければならないと思う。

- おっしゃる通りで、その名のおり競技者規程であり、その中に指導者も含むという形式になっている。過去に制定されたものをそのまま利用している。現在問題となっているのは指導者であり、今後、提言として指導者の定義や指導などを明示、規定していくことも検討が必要である。
- 柔道界では技を積み段位を得た者は精神的にも鍛えられているだろうという善意の解釈があったように感じられるが、その考え、風習はそろそろ考え直す時期ではないだろうか。日本の昇段審査は強さがその対象となっている。技の優劣だけではなく、指導を言葉で説明できる者に対して段位を与えるべき。ドイツでは有段者＝指導者である。アスリートに指導者としての資格をどう付与していくか、これについて検討する必要がある。
- 柔道界は、会議で出た意見をどこかで誰かが動かしてくれるような組織ではない。自分たちで作り上げなければならない。そのため、この会議で承認を得られた内容については、リーダー、副リーダーの責任の下、他の委員会にも伝えていくことを約束する。
- 試合場における暴力だけではなく、全体像をまず作り上げ、そこから時間をかけて細かい部分を詰めていくことが効率的ではないか。指導の場で、単独で稽古をしているときは手を出さない指導者でも、複数チームが集まり、どこかで暴力が見受けられれば自然と暴力が広がってしまう傾向がある。「柔道では暴力は絶対にやってはいけない」という大前提を全体に周知させる。柔道界は何かを提示すれば素直に聞く集団ではないだろうか。
- スピート感を持って実行できるものを作るということを考えると、ロードマップを作って、法律で言えば大枠の法律を作り、その後で細則を作っていく方法が効率的であると思う。ポスターや宣言文は普及で大きな意味を持つてくる。憲章のようなものも必要であり、人の目に触れ続けるような対応が必要である。第三者委員会の提言にも柔道は元々思想を持って行われているが、省みられていないという指摘があった。これら柔道の本質についても打ち出していく必要がある。
- 学生などに聞いてみると、体罰容認をする人もかなりいるのが現実である。な

ぜ暴力がいけないのかを考えると、理由を明確に出した方がいないと思う。暴力を振るわれた人は、一生心に深い傷を負うこととなる。これは人権侵害である。暴力を振るう人はそこまで考えているのだろうか。指導者に対して何故暴力はいけないのかしっかりと説明する必要があるのではないか。その説明をしなければ、指導者は考え直すことはないと思う。山下リーダーの講演では、これについても指導者にしっかりと伝えて欲しい。また、本来スポーツと言うのは自発的なものであって、やらされるものではない、そのことも指導者は理解をする必要がある。

- ある指導者から「命に係わる技の指導をしていると咄嗟に感情的になってしまうことがあり、そこで思わず暴力が出てしまったことがある」という話を聞いたことがある。これは柔道独特であり、命に関わるものでやむを得ないのではないかと考える。振るった暴力が相手の命に関わる問題なのだとすることを選手に認識させる必要がある。
- 柔道特殊論、スポーツ特殊論は通用しない時代にきていることを知るべきである。命に関わる危険性がある場合は、練習に参加させない、これが第一。特殊論を持ったまま実践していても何も変わらない結果となるだろう。特殊論を認めた上、特殊だからこそどう対応するのかを考えなければならない。柔道界では、暴力は人権侵害であるということを忘れがちではないだろうか。指導者がそれを理解するまで指導をさせてはいけないと思う。人権侵害であるということ強く伝えた上、柔道の文化を大切にすることがある。
- 命に関わる危険性があっても、暴力がそれを止める唯一の方法とは認められないはずである。
- 実技的な規程は既に定められているため、それで十分対応できると思う。
- 暴力とドーピングと一緒である。ドーピングで勝っても誰も評価はしない。暴力で勝つことも同様である。暴力が今まで許されていた現状は、柔道界が閉鎖的となっていたためであり、そのため周囲の意見が届くことなく暴力に対しての意識が甘くなっていたのではないか。
- 人、組織の意識、体質を変えることは容易ではない。会議の場で正論を発言するのは簡単だがそれをどのように現実化していくかが問われる。私はこの会議で提案された内容を責任持って動いていく。もはや美辞麗句を並べても誰も信

用はしないだろう。これからは毅然とした態度で、起こってしまったことはしっかりと認め、反省する態度が必要である。様々な意見が挙げられたが、ロードマップについては、試合会場（親善試合、練習試合を含む）に限定して、どのようなことを暴力行為と定義するのか、また、発生した場合にどうするのかを検討していきたいと思う。可能であれば27日の臨時理事会で素案を出して理事の意見を聞き、再びこの会議にてまとめていきたいと思う。練習会場での暴力については、第三者委員会の提言にもあったとおり、窓口を設けることで対応していきたい。

- 暴力の定義については、友添委員の資料でまとめられているもので良いと思う。とりたてて議論する内容ではないのではないか。
- 暴力の定義について、試合場で具体的にどのような行為を暴力とみなすか、の境界線を明確にする。暴力が行われた場合、どのように罰するのかを定める必要があるが、現在全柔連にはどのような規程があるのか。法的に、指導者に対しての罰則を新たに設定すると、告訴されたときに効力をなさないため、全柔連との規程のバランスが重要である。
- 倫理規程に抵触した場合、競技者規程の罰則で処分される。暴力根絶の罰則が全柔連の各規程を超える場合、全柔連の各規程も修正しなければならない。その場合は、改めて理事会を通して改定する。
- 競技者よりも指導者に対する問題なのではないか。全柔連競技者規程とは別に、指導者のための規程をもうけるのも対社会的には大きいといえる。会員を競技者とししか見ていない全柔連の姿勢に問題があると思う。指導者に特化した規程が必要かと思う。
- これに対しては、今回は時間がないため今後はからせてもらうこととする。「暴力の根絶」は6月の理事会で終わろうとは思っていない。指導者への意識改革はとても時間のかかること。範囲を広げれば広げる程、時間のかかるもの承知している。個人的には長期間（4～5年）かけて改善していく覚悟である。
- 全柔連では、平成20年度に指導者養成プロジェクトが発足し、25年度から指導者資格制度がスタートさせている。今後は4年間で1回の研修を受けることとしている。この研修の中に暴力根絶に関する内容を設けていくことも可能かと思う。また、これに関する規程を策定しており、今後、この規程を競技者規程

と区分させるべく指導者養成プロジェクトへ働きかけてはどうか。

事務局・竹村より、田中裕之氏から提出された資料「柔道指導における暴力根絶に向けて一中学校部活動での暴力―」について、説明がなされた。

(1) 今後の会議日程

(2) 5月・6月の会議日程（案）

今後の会議日程について、本会議にて承認された。

次回会議：平成 25 年 4 月 22 日（月）18：00～20：30

講道館新館 2 階「教室」

以上